

# 岡山県公報

発行  
岡山県



目次

担当課（室）

## 目次

担当課（室）

### 【規則】

○ 岡山県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則  
(県例規集登載)

労働雇用政策課

### 【告示】

○ 建築士法第十五条第三号の規定により同条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者の一部改正  
(県例規集登載)

建築指導課

(県例規集登載)

○ 指定居宅介護支援の事業の廃止

長寿社会課

○ 保安林の指定施業要件の変更予定

治山課

○ 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく岡山県計画の変更

水産課

○ 道路の供用開始

道路整備課

### 【公告】

○ 基本測量の終了  
○ 岡山県都市計画審議会からの答申  
○ 落札者等の決定

監理課

都市計画課

用度課

◎岡山県規則第二号

岡山県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

岡山県立職業能力開発校規則（昭和四十四年岡山県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「中学校」の下に「若しくは義務教育学校」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百三十号

平成二十年岡山県告示第四百六十三号（建築士法第十五条第三号の規定により同条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

別表二(イ)欄及び別表三(イ)欄中「中学校」の下に「又は義務教育学校」を加える。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百三十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年三月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

居宅介護支援事業所あかり

2 所在地

岡山県津山市宮尾一三七九番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人誠道会

2 所在地

岡山県津山市宮尾一三七九番地

三 廃止年月日

平成二十八年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二〇五五

五 サービスの種類

居宅介護支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

医療法人美風会美作中央病院指定居宅介護支援事業部ウイル

2 所在地

岡山県美作市明見三五七一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人美風会

# 平成28年3月8日 岡山県公報 第11767号

## 2 所在地

岡山県美作市明見三五七一

## 3 廃止年月日

平成二十八年三月三十一日

## 4 介護保険事業所番号

三三七三〇〇一一五

## 5 サービスの種類

居宅介護支援

## 一 事業所の名称及び所在地

### 1 名称

居宅介護支援事業所あかね

### 2 所在地

岡山県津山市沼三四五一五〇

## 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

### 1 名称

有限会社あかね

### 2 所在地

岡山県津山市沼三四五一五〇

## 三 廃止年月日

平成二十八年三月三十一日

## 四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇一二二二

## 五 サービスの種類

居宅介護支援

## 一 事業所の名称及び所在地

### 1 名称

にいつ居宅介護支援センター

### 2 所在地

# 平成28年3月8日 岡山県公報 第11767号

岡山県浅口郡里庄町新庄二八七五―一  
二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人社団宇根本会

2 所在地

岡山県浅口郡里庄町新庄二八七五―一

三 廃止年月日

平成二十八年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七二七〇〇九五九

五 サービスの種類

居宅介護支援

◎岡山県告示第百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十八年三月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

和気郡和気町（日笠山国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養かんよう

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び和気町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百三十三号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定により岡山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を変更したので、その関係書類を岡山県農林水産部水産課に備え置いて、縦覧に供する。

平成二十八年三月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太



# 平成28年3月8日 岡山県公報 第11767号

## ◎岡山県告示第百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	道路の路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	三七四号	和気郡和気町益原字屋納戸一三九番二地先から和気郡和気町益原字吹上一二二六番三地先まで	平成二十八年三月八日

〔八八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十八年三月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

真庭市	測量区域	測量の種類	終了年月日
基本測量（国土調査に伴う基準点測量）			平成二十八年二月二十八日

〔八九〕岡山県都市計画審議会から次のとおり答申があった。

平成二十八年三月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 諮問年月日

平成二十七年十二月十六日

二 答申を受けた年月日

平成二十八年二月十五日

三 諮問及び答申事項

1 岡山県南広域都市計画区域区分（倉敷市）の変更について

2 岡山県南広域都市計画臨港地区（倉敷市）の変更について

3 東京製鐵株式会社の産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

四 その他

諮問及びその答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室及び岡山県備中県民局において閲覧することができる。

# 平成28年3月8日 岡山県公報 第11767号

〔九〇〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十八年三月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 借入件名及び数量

庁用自動車リース（小型自動車） 十九台

## 二 借入期間

平成二十八年四月一日から平成三十七年五月三十一日まで

## 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

## 四 落札者を決定した日

平成二十八年二月十日

## 五 落札者の氏名及び住所

株式会社トヨタレンタリース岡山

岡山市北区厚生町一丁目三番一九号

## 六 落札金額

五三、二五七、八二四円（うち消費税額及び地方消費税の額三、九四五、〇二四円）

## 七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 八 入札公告日

平成二十七年十二月二十二日